資産見返仮勘定
　事業用固定資産の建設中において、負担者の負担に帰すべきものとして負担者及び金額が確定したときの割賦元金相当額（建設利息を除く。）を資産見返仮勘定として表示しております。
預り補助金等及び長期預り補助金等
資産見返補助金等及び建設仮勘定見返補助金等
補助金等収益、資産見返補助金等戻入及び建設仮勘定見返補助金等戻入
　補助金等の範囲については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第６条の規定によっております。
　なお、上記の規定については、重要な会計方針９を参照して下さい。
長期預り発電設備負担金
　発電設備の点検・更新等を行うために、当該事業年度の精算により受け入れ超過となった利水者等の負担金のうち、売電収入に係る予算額を超過した売電収入相当額を長期預り発電設備負担金として表示しております。
長期預り施設更新負担金
　事業用固定資産の修繕・更新等を行うために、特別修繕工事計画により負担者等から受け入れる負担金相当額を長期預り施設更新負担金として表示しております。
災害復旧事業費及び災害復旧事業収入
　独立行政法人水資源機構法第12条第１項第３号に規定する災害復旧工事に要した費用とこれに対応する収益を災害復旧事業費及び災害復旧事業収入として表示しております。
海外調査等業務費及び海外調査等業務収入
　独立行政法人水資源機構法第12条第２項に規定する海外調査等業務に要した費用とこれに対応する収益を海外調査等業務費及び海外調査等業務収入として表示しております。

９．事業完了に関する事項
　吉野川下流域用水事業については、令和８年３月５日に吉野川下流域用水施設に関する施設管理規程が認可され、同年４月１日より独立行政法人水資源機構法第12条第１項の規定により完成した施設の操作、維持、修繕その他の管理を行っております。

10．重要な後発事象
　該当事項はありません。

車両制限令第３条第４項の規定による道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

　道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度を車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第４条で定める値とし、長さの最高限度を16.5メートルとする道路を次のとおり指定する。

　令和８年９月１日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
　　理事長　澤田　　聡

１　指定する道路の路線名及び区間
　次表のとおり

路線名	区間
一般国道四百七十五号	山県インターチェンジから大野神戸インターチェンジまで

２　指定する期日　令和８年９月１日

解散命令公告

長野県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年９月１日
　　長野県知事　阿部　守一

記

命令の要旨
　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
　飯山牛乳商業協同組合
　長野県飯山市南町８番地１
　北志賀観光協同組合
　長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬9249番地４
　企業組合中部デリカ
　長野県上伊那郡南箕輪村7859番地１
　信州国産材開発協同組合
　長野県伊那市美篶5227番地２
　辰野町商工事業協同組合
　長野県上伊那郡辰野町大字辰野1777番地の１
　南信アルプス協同組合
　長野県駒ヶ根市赤穂330番地27
　木曽駒高原天然水協同組合
　長野県木曽郡木曽町新開131番地
教示
１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。
２　この処分については上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長野県を被告（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となる。）として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

　教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

　令和８年９月１日　　鳥取県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
　⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）、平14中１第10165号、東京都教育委員会、平成14年３月31日、鳥取県、桑名伸一郎
　⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平14高１第10165号、東京都教育委員会、平成14年３月31日、鳥取県、桑名伸一郎
２．失効年月日　令和８年８月６日
３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

　令和８年９月１日　　宮崎県教育委員会
１　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
　氏名　原　　弘毅
　本籍地　宮崎県
　⑴　中学校教諭一種免許状（社会）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７中一種第214号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７高一種第289号
　⑶　高等学校教諭一種免許状（公民）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７高一種第290号
　⑷　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
　　宮崎県教育委員会、平成16年10月８日
　　平16高専第47号
２　失効年月日　令和８年８月３日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号　該当
　教育職員免許法施行規則第74条の２第８号ニ　該当